様式第 17（第 21 条関係）

誓　　約　　書

申請書の提出日と同じ日を記入してください。

この様式の下欄に記載した条例抜粋をよく読んでから記入してください。

令和３年　４月　１日

豊橋市長　様

申請者　　氏名　豊橋市広告株式会社

（名称及び代表者氏名）代表取締役　豊橋太郎

申請者は、豊橋市屋外広告物条例第 24 条の４第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

豊橋市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 24 条の４　市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（１）第 27 の２条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

（２）屋外広告業者（第 24 条第１項又は第３項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 27 条の２第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの

（３）第 27 条の２第１項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

（４）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

（５）屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

（６）法人でその役員のうちに第１号から第４号までのいずれかに該当する者があるもの

（７）営業所ごとに業務主任者を選任していない者

２　略

（登録の取消し等）

第 27 条の２　市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）不正の手段により第 24 条第１項又は第３項の登録を受けたとき。

（２）第 24 条の４第１項第２号又は第４号から第７号までのいずれかに該当することとなったとき。

（３）第 24 条の５第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（４）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

２　略

様式第18（第21条関係）

いずれかを○で囲んでください。

登録申請者（法人の役員／本　人／法定代理人）の略歴書

住　所	〒４４０－８５０１ 豊橋市今橋町１番地 電　話（０５３２）○○－○○○○

氏　名	豊橋太郎	生年月日	昭和41年　1月　1日

	期　間（年 月～年 月）	職　務　内　容	勤　務　先
職歴	令和2年4月～3年2月	看板の製作及び設置工事	愛知看板
	令和3年3月～現在	屋外広告業に関する営業及び看板の設置工事	豊橋市広告

屋外広告業に関する職歴のみをすべて記入してください。学歴は記入しないでください。

	年　月　日	賞　罰　の　内　容
賞罰	令和3年2月15日	○○県広告美術業協同組合から屋外広告優秀作品賞受賞
	令和2年9月10日	○○県から令和2年9月10日より3日間の営業停止処分を受ける

屋外広告業に関する過去に受けた表彰、行政処分、課された刑罰・過料のすべてを記入してください。

上記のとおり相違ありません。

申請書の提出日以前の日を記入してください。

令和３年　４月　１日

氏　名　　豊橋　太郎

注意　「法人の役員　本人　法定代理人」については、該当するものを○で囲んでください。